

情報公開手数料訴訟について

中林 純

2026 年 8 月 30 日

学術研究者において、行政機関の保有する情報を用いて分析を行うことは少ない。Charoenwong et al. (2019)[1]では、米投資顧問業者が州の証券当局に登録する際の統一フォーマット情報（Form ADV）を各州政府に情報公開請求（Freedom of Information Act, FOIA）して行われた。また、Keiser and Shapiro (2019)[2]では、EPA の排出源データを FOIA 請求により取得し、水質規制の効果を推計した。日本の情報公開についても、Kawai et al. (2023)[3]では、日本の地方公共団体等の公共工事の入札結果について情報公開請求を行い、入札談合の有無の検定を行った。情報公開制度は、学術研究の推進に重要な役割を担っている。

情報公開法は、行政機関の保有する Microsoft Office など汎用ソフトで作成された文書も、紙にプリントアウトすることなく、電磁的記録（デジタルデータ）のまま開示することが認められている。デジタル情報を含む電磁的記録の文書は、紙媒体の文書に比べて、その検索性の高さや編集、編集の容易さなど、情報の活用や効率性の点で大きく優れている。また、数値などの大量のデータは、統計的な指標を求めたりグラフを書いたりなど、数値的に解析して初めてその意味が明らかとなることも多い。データが紙にプリントアウトされてしまえば、それを統計分析用の計算機で読み取り可能なデジタルデータに変換する必要が生じ、そこには時間的にも、費用的にも相当なコストが発生する。デジタルデータのままで開示されることの意義は、宇賀克也 2008 にも「電磁的記録を見読しうる者にとっては、検索や 2 次的利用の容易性の点で優る電磁的記録で開示されるほうが、紙の記録を開示されるよりも、はるかに便利であることになる。」とあるように、

制定当時から認識されていたと言える。情報化技術が進展し、行政情報のデジタル化が推進されるはるか昔に、日本の情報公開制度は制定当初からデジタル情報で記録された公文書を開示対象としてきたことは、先見の明があったと考える。高額な手数料により、請求者の希望に沿ったデジタル情報の開示が妨げられることは、そうした制度の趣旨に反する。

電子ファイルは、複数を統合したり分割することが極めて容易であり、同等機能を有する文書、プログラムを多数の電子ファイルで作成することもできるし、場合によっては一つの電子ファイルで作成することも可能である。現行法令上、電子ファイルの作成、保存の方法は、行政側の裁量に完全にゆだねられている。仮に開示実施手数料の算定が機械的にファイル数を積み上げて計算するのであれば、行政側はあらかじめファイルの保存単位を細かくすることで、手数料額を引き上げることが可能になる。情報を隠匿しようとする誘因を許すことになることを強く懸念する。

原告は令和 5 年にも同様の開示請求をし、同様の高額の手数料（電磁的記録開示による手数料は 339 万円）を伴う開示決定処分がなされたことに疑問を持ち、取消訴訟を提起した。しかし令和 7 年に行われた同訴訟の判決では、当該開示決定における手数料は原告に納付を義務付けるものではないとの理由で、訴えは却下され、高額の手数料と法 16 条 2 項との関係について、裁判所はなんら判断を示さなかった。確かに開示決定処分は、原告に対して支払いの義務を課すものではないかもしれない。しかし当該処分は原告に手数料支払いと引き換えに行政文書を手入するという権利を形成し、その範囲を確定するものである。高額な手数料が法の趣旨に照らして妥当なのかが争われる場が設けられることを求める。

以上